労務ネットニュース(令和3年10月発行)

Labor-management.net News



労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士 向井蘭が解決!

Vol.165

杜若経営法律事務所弁護士 向井 蘭

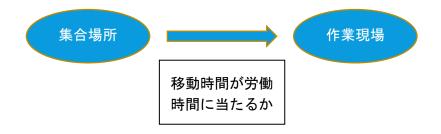
★集合場所から作業現場への移動時間が労働時間に当たらないとした事例

1 移動時間は労働時間に当たるか

判例では、労働時間とは労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間を言うとされます(最高裁平成12年3月9日判決・三菱重工業長崎造船所事件)。そのため、業務そのものではない準備行為等であっても、使用者によって義務付けられたり、使用者による拘束が認められる場合には、労働時間に当たると考えられています。

移動時間は自動車に同乗したり、公共交通機関を使う場合は、何も業務を行っていないことが多く、かつ移動時間によっては相応に長時間になることから、この時間が労働時間に当たるかがよく問題になります。

2 集合場所から作業現場への移動時間が労働時間に当たらないとした事例



本号では集合場所から作業現場への移動時間が労働時間に当たるか争われた 0 事件(福井地裁令和3年3月10日判決)をご紹介致します。

福井県高浜原発における作業を請け負っている被告会社の従業員が未払い残業代請求を求めた事例です。集合場所(会社では無い)から高浜原発内の作業現場への移動時間が労働時間に当たるか否かが争点の一つになりました。

高浜原発に勤務する被告従業員は、出勤時、自宅から集合場所に自家用車等で向かい、そこから被告の社有車で、乗り合いにより、被告従業員が運転し高浜原発に通勤していました。被告の社有車利用に関し、従業員に対し運行の安全に関する一般的な注意はされていましたが、乗車中に従業員は、被告における業務をしていませんでした。

「前記認定事実によれば、各集合場所と高浜発電所の間の被告社有車の移動時間については、原告らは、他の従業員を乗せて社有車の運転を行う場合もあったとはいえ、社有車内で業務を行うことはなかったことからすると、自家用車等で通勤する場合と差異はないといえる。

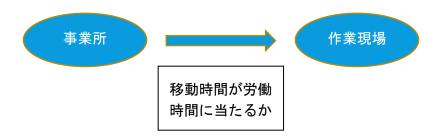
また、原告らは、入門証につき、入門証持出・返却記録簿に日時を記載することを義務付けられており、入門証を紛失した場合には、始末書の提出を義務付けられていたものの、これは、入門証はもともと被告従業員が自ら管理していたところ、紛失のおそれが生じたことから、原子力発電所

における入門証の重要性に鑑み、被告から指示が出されたことによるものであり、原告らが入門証の管理について被告の指示に従っていたことから直ちに、原告らが上記移動時間中に被告の指揮命令下に置かれていたとはいえない。

ほかに、被告により乗車する従業員や給油場所が決められていたこと、集合場所の雪かきが求められていたことが認められるが、これらは社有車を無償で使用するに当たっての通常の作業の範囲と解され、自家用車等で通勤する場合と比較して負担が重くなったり自由の制約が大きくなったりするとはいえないから、これらの事実をもって、原告らが上記移動時間中に被告の指揮命令下に置かれていたとはいえない。」

上記判決からは、特に会社から従業員に車内で何らかの義務づけをしなければ、集合場所から作業現場までの移動時間は労働時間に当たらないと言えることができます。

3 事業所に立ち寄った後の作業現場への移動時間



実務で一番問題になるのは事業所に立ち寄った後の作業現場への移動時間です。これが労働時間に当たるか否かで大きく未払い賃金の金額が変わることになり、よく問題になります。

「会社から作業現場への移動時間は通勤時間とは言えず労働時間に当たる」と一般的に理解されていると思いますが、実は一概にそうとは言えません。従業員が一旦事業所に立ち寄った後、作業現場に移動した場合については、具体的な事案に応じて指揮命令下に置かれていたといえるかそれぞれ判断されています。

東京地裁平成14年11月15日判決では、①作業現場への直行直帰が認められており、②労働者が一旦会社に立ち寄った後、単独または複数人で車両に乗って作業現場まで移動していたが、それは会社が命じたものではなく、車両運転者や集合時間等を労働者間で決めていたことを理由として、事業所と作業現場との移動時間は通勤としての性格を有し、労働時間に当たらないとしました。

他方で、東京地裁平成 20 年 2 月 22 日判決は、①従業員は原則として一旦事業所に集合し、資材を車両に積み込み、その後の車両内でも打ち合わせをしながら現場に行くこと、②誰がどの作業現場に行くかは当日の天候、作業現場の進捗状況に応じて会社代表者が指示をしていた実態等から、移動時間は自由時間とは言えず会社の指揮命令下にあったと言え、事業所に立ち寄った後の作業現場までの移動時間を労働時間に当たると判断しました。

4 会社からの指揮命令を最小限度に抑えれば事業所から作業現場への移動時間も労働時間に当たらない

以上から①車両への荷積みなどの作業が無く、②車両内での打ち合わせ等は行わず、③車両運転者や集合時間などは従業員が自主的に決めていれば、事業所から作業現場への移動時間は労働時間に当たらない可能性が高くなります。ご参考になれば幸いです。

以上